

群馬働き方改革推進会議 設置要綱

1 目的

少子高齢化・人口減少等が進む中、群馬県が活力を維持・発展していくためには、労働者の心身の健康確保、仕事と生活の調和、女性の活躍推進等の観点から、法定労働条件の履行確保を前提とした上で、個々の企業において、所定労働時間の削減、年次有給休暇の取得促進、同一労働同一賃金などの非正規雇用の処遇改善、適正な労働条件の下でのテレワークの普及などの「働き方改革」を推進していくことが求められている。これら施策の実施に関しては、特に中小企業・小規模事業者の取組が円滑に進むことが重要である。

このため、働き方改革関連法が施行される中、群馬県においても9割以上を占める中小企業・小規模事業者への支援策等について、国、県、労使団体、金融機関、関係機関・関係団体と情報共有・意見交換を行うことにより、必要な取組を横断的に連携して実施することを目的とする。

2 設置

「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」第10条の3に基づく協議会、地方公共団体及び労使等の関係者から構成される会議及び女性活躍推進法第27条に基づく協議会に位置付けるものとする。

3 構成団体

(1) 使用者団体

一般社団法人群馬県経営者協会
群馬県中小企業団体中央会
一般社団法人群馬県商工会議所連合会
群馬県商工会連合会
群馬県中小企業家同友会

(2) 労働団体

日本労働組合総連合会・群馬県連合会

(3) 金融機関

一般社団法人群馬県銀行協会
一般社団法人群馬県信用金庫協会
一般社団法人群馬県信用組合協会

(4) 関係機関、関係団体

群馬県社会保険労務士会
関東信越税理士会群馬県支部連合会

一般社団法人群馬県中小企業診断士協会
公益財団法人群馬県産業支援機構
独立行政法人労働者健康安全機構群馬産業保健総合支援センター
群馬働き方改革推進支援センター

(5) 行政機関

群馬労働局
群馬県産業経済部
関東経済産業局

本会議における座長を群馬労働局長、副座長を群馬県産業経済部長とする。
なお、必要に応じて座長又は副座長がオブザーバーとして構成団体以外の者を招集することがある。

4 実施内容

会議では、次の事項について情報共有・意見交換を行う。

- (1) 働き方改革推進に向けた中小企業・小規模事業者支援に係る計画及び取組方針の決定について
- (2) 県内の働き方改革の推進に係る意見交換について
- (3) 県内における働く女性の活躍推進に関する取組を効果的かつ円滑に実施するための協議に関する事
- (4) その他若者や非正規労働者等の労働環境や処遇の改善等群馬県における労働施策の重要課題に関する事

5 事務局

会議の事務は、群馬労働局雇用環境・均等室及び群馬県産業経済部労働政策課において処理する

6 その他

これに定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項はその都度協議し、決定する

(附則) 本要綱は、令和3年1月20日から施行する